

「医療費のお知らせ」の送付時期変更について

当健康保険組合では、組合員の皆様にご自身の医療費について確認していただく事を目的に「医療費のお知らせ」を送付しております。

これまでは、税務署への確定申告の際に医療費控除申告をする手続きは、医療費の領収書を提出することが必要でしたが、税制改正により、平成29年分より医療費の領収書に代えて「医療費のお知らせ」が活用できることとなりました。（税務署への確定申告及び医療費のお知らせの活用方法等の詳細につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご参照ください。）

この改正に合わせ、当健康保険組合では、平成30年度より「医療費のお知らせ」の送付時期を確定申告の時期（毎年2月16日～3月15日）を考慮し、下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成30年11月及び12月分の医療費を記載した「医療費のお知らせ」につきましては、医療機関等からの請求時期の都合上、平成31年3月下旬に送付いたします。

申告期限（3月15日）以降の送付となることから、ご自身で領収書等を保管のうえ、申告手続きが必要となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

	現行 (平成29年度)	変更後 (平成30年度)
送 付 時 期	平成29年9月送付 (平成29年1月～6月分医療費を記載)	平成31年1月下旬送付 (平成30年1月～10月分医療費を記載) ※税務署への医療費控除をする場合、ご活用ください。
	平成30年3月送付 (平成29年7月～12月分医療費を記載)	平成31年3月下旬送付 (平成30年11月及び12月分医療費を記載) ※申告期限以降の送付となるため、ご自身で領収書等を 保管し、申告の際にご使用ください。

なにかご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

測量地質健康保険組合 業務課 TEL 03-3987-3154